

報道各社御中 環境省広報室

鹿兒島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザ確定検査陽性事例について

(H28.11.18)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	確定検査機関で検査中	11/14指定
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	確定検査機関で検査中	11/15指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	確定検査機関で検査中	11/15指定
4	鹿兒島県	出水市	環境試料(ねぐらの水)	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/18指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件(No.4)について】

- ・11月18日、鹿兒島大学から、大学の独自調査により、鹿兒島県出水市において11月14日に採取した環境試料(ねぐらの水)から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告がありました。
- ・このため、11月18日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

1 主な経緯等

(1) ねぐらの水の採取地点
鹿兒島県出水市

(2) 経緯

- ・11月18日(金) 鹿兒島大学(確定検査機関)より、ねぐらの水調査(11月14日に採取)の確定検査により、水1検体から、鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告があった。
- ・このため、11月18日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

ねぐらの水調査

ねぐらは、ツルが越冬するために保護区内に人工的に水を張って設置しているものであり、その水を環境試料として出水市と鹿兒島大学で連携して定期的(11月~3月)に調査しているもの。



2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月18日(金)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)